小学校における校内支援体制の構築と特別支援教育コーディネーターの役割

－静岡県内における先進校の取り組みの分析から－

Support Systems and Special Needs Education Coordinators in Elementary Schools: A Study of Advanced Schools in Shizuoka Prefecture

大　塚　　玲
Akira OTSUKA

（平成20年10月６日受理）

Ⅰ．問題と目的

平成19年は「特別支援教育元年」と呼ばれた。４月１日から施行された改正学校教育法に特別支援教育が位置づけられ、幼稚園や小学校、中学校等においても教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記されたのである。

特殊教育から特別支援教育への転換が提言されたのは、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が平成15年３月にとりまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」である。そこでは、小・中学校における特別支援教育体制の確立の必要性が指摘され、具体的な仕組みとしてＬＤ、ＡＤＨＤ等を含めすべての障害のある子どもについて教育的支援の目標や基本的な内容等からなる「個別の教育支援計画」を策定することや、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役として特別支援教育コーディネーターを学校の校務分掌に明確に位置づけることなどが提言された。これを受けて文部科学省では、平成19年度までにすべての小・中学校において総合的な支援体制を整備することを目指し、全都道府県に対する委嘱事業（平成15・16年度の「特別支援教育推進体制モデル事業」、平成17・18年度の「特別支援教育体制推進事業」）等を通じ、その推進を図ってきた。

加えて文部科学省は、平成15年度から毎年、各都道府県・指定都市教育委員会を通じ、「小・中学校におけるＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等の児童生徒への教育支援に関する体制整備の実施状況調査」を実施し、その結果を公表してきた。平成19年度の調査結果によると、「校内委員会の設置」をしている公立小・中学校は平成15年度では57.4％であったが、平成19年度には99.5％となった。また、同じく「特別支援教育コーディネーターの指名」は、平成15年度の19.2％から平成19年度には99.5％へ、「発達障害の実態把握の実施」については47.3％から91.3％へと、数字の上では、小・中学校等における特別支援教育の体制整備は着実に進んできたといえよう。しかし、これらが十分機能しているかどうかはまた別の問題である。

たとえば、大石・大塚（2007）が、平成17年に静岡県の田方・駿東各福祉圏域にある全小学校・中学校144校を対象に、特別支援教育コーディネーターの指名状況やその取り組みの内容について調査したところ、平成16年度までの特別支援教育コーディネーターの指名率は小・中

学校ともに30%前後であったが、平成17年度には、小学校で93.5%、中学校で97.5%とほとんどの学校で特別支援教育コーディネーターが指名されていた。さらに、小学校の特別支援教育コーディネーターの70%以上が「児童生徒の実態把握」「特別支援教育の研修」「校内委員会の企画・運営」に取り組んでいると回答した。しかしその一方で、特別支援教育コーディネーターが実際に活動するにあたり、担任や他の役職との兼務で、個々のケースへの相談や対象となる児童生徒の参観などの時間を確保することに困難を感じていることが認められた。

すなわち、小学校では特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置、発達障害の実態把握の実施率を高めるという段階は既に終え、現在の課題はそれらが有効に機能するための仕組みをどのように構築するかという質的な側面にある。

そこで本研究では、静岡県内において先進的に特別支援教育に取り組んでいるといわれる小学校4校の実践を取り上げ、特別な教育的支援を必要とする児童に対して、校内でどのような取り組みを行っているのか、そして特別支援教育コーディネーターはどのような役割を果たしているのかなどについて、その機能面に焦点を当てて検討を行う。またそれらの分析を通して小学校における特別支援教育コーディネーターの機能や役割、さらには校内支援体制のあり方について考察する。

Ⅱ. 方 法

1. 調査対象

調査の対象は、静岡県下3市1町（静岡市、藤枝市、島田市、長泉町）の公立小学校4校である。いずれの学校も地域において特別支援教育に先進的に取り組んでいると評判の小学校である。

2. 調査方法・期間

調査の方法は聞き取り調査である。2007年6月中旬から9月にかけて筆者が学校を訪問し、主として特別支援教育コーディネーターから聞き取りを行った。また、11月から12月にかけて聞き取り調査を補完するための追加の調査を実施した。これについては特別支援教育コーディネーターに対し文書での回答を依頼した。

3. 調査内容

調査項目の内容は、学校概要、特別支援教育コーディネーターの役割、校内委員会の役割、特別支援教育に関する校内研修会の内容、対象児の把握の方法、個別の指導計画の策定、個別の支援計画の策定、保護者との連携方法、特別支援教育支援員等の校内の人的資源、巡回相談員の活用、その他の専門機関等との連携方法および校内支援体制が有効に機能するためのポイントに関する設問である。

Ⅲ. 結 果

1. 静岡市立A小学校

(1) 学校概要

A小学校は、児童数約440名、13学級の中規模校である。特別支援学級はないが、言語障害通級指導教室が設置されている。教員数は22名である。

(2)　校内委員会

A小学校の校内委員会は、「特別支援教育委員会」という名称で、その構成員は校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター（生徒指導主任を兼務)、通級指導教室担当、学年主任、養護教諭の計13名である。「特別支援教育委員会」は、子どもの情報の共有と支援内容を検討するためのケース会議の役割をもち、必要に応じて開催される。

特別支援教育の校内体制作りについて検討する組織は「環境づくり研究部」である。A小学校には「環境づくり研究部」と「授業づくり研究部」の2つの研究部が組織され、「環境づくり研究部」は「より・添う子」への支援（特別支援教育の体制づくりの充実)、「いのちの大切さ」の浸透、道徳教育の充実、「美しい学校」をめざす生徒指導の4つのサブテーマについて研究を推進している。「授業づくり研究部」では、個に応じた支援や記録をもとにした子ども理解などを重点項目として取り組んでおり、特別の支援を必要とする児童への具体的な授業での支援方法はここで検討される。

(3)　特別支援教育コーディネーター

特別支援教育部は2名で担当している。特別支援教育コーディネーターは4年目で、生徒指導主任との兼務で級外である。主な役割は保護者との連携・相談、巡回相談等の外部機関等との連携調整である。部員のもう1名は3年目である。平成17年度は通級指導教室を担当し、平成18年度から通常の学級担任となった。主な役割は、教職員への情報提供、個別の支援計画の作成に関わることである。

特別支援教育コーディネーターが心がけていることは次の4点である。①職員や保護者と信頼関係を作ることである。いつでも、どこでも、だれとでも子どものことで話ができる特別支援教育コーディネーターでありたいと考えている。②個々の子どもたちとのつながりを作っていく。朝の挨拶場面、授業の場面など学校生活の中で子どもを理解し支援していくこと。③学校内外でネットワーク作りをすること。④専門的知識を身につけること。

(4)　対象児童の把握と支援方法

A小学校では、学習や生活などにおいてよりきめ細やかな支援や配慮を必要とする児童に「より・添う子」という名称を用いている。「より・添う子」は、発達障害の診断を受けている児童やそれが疑われる児童に加え、健康面や行動面、家庭環境面に困難を抱える児童も含まれており、特別支援教育と生徒指導、さらには就学指導に関わる児童を対象としている。平成19年度に「より・添う子」としてあげられている児童（対象児童）は45名程度である。担任は4月から児童の様子を観察し、5月の家庭訪問により保護者や本人の希望を十分把握した上で6月中に各クラスの実態調査表を作成する。

校内委員会とは別に校長、教頭、教務主任、学級担任、学年主任、養護教諭、通級指導教室担当、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーターで、必要に応じてチームを組みケース会議をもっている。ケース会議では主として対象児童についての捉え、支援方法などについて検討する。平成19年度は4月から12月までにいろいろなチームで30回程度会合をもった。

対象児童に対しては担任による配慮のほか、特に5・6年生に対しては特別支援教育コーディネーターを含めて級外の教員が少人数指導の形で対応している。通級指導教室担当教員が、朝読書の時間（8時15分～8時25分）に児童を取り出し、発音や読みについて個別の指

導をしている。個別の指導の対象は特別支援学級判定をされている児童で、保護者の希望に基づき実施している。個別の指導をすればもっと伸びていくと思っている教師側としては是非やっていきたいと考えているが、現状では難しい。来年度は全職員で取り組んでいきたいと考えている。

なお、教職員への情報提供は、職員会議や打ち合わせの時に、特別支援教育コーディネーターが講演会に参加して得た情報や、通級指導教室担当教員やスクールカウンセラーから得た情報などを提供している。

(5) 個別の指導計画・個別の教育支援計画

A小学校では、「より、添う子支援計画」という名称の個別の教育支援計画を作成している。個別の指導計画は作成していないが、同様の内容が個別の教育支援計画の中に含まれている。書式は静岡市教育委員会がモデルとして示した様式を一部手直しして利用している。

「より、添う子支援計画」は、担任が4月から児童の様子を観察し、5月の家庭訪問により保護者や本人の希望を十分把握した上で6月中に作成する。前期、後期に見直しを行い、3月末に担任が評価を行う。3月の生徒指導全体会において全職員で次年度に向けて子どもを知るため、校内委員会で次年度に引き継がれる。評価は次年度に活かすことを念頭において行われる。また、6年生の個別の教育支援計画は中学校へ引き継がれていく。なお、医療機関等と連携することでより支援の効果が期待できると思われる児童については、保護者と一緒に個別の教育支援計画を作成している。

(6) 校内研修会

特別支援教育の研修は、生徒指導全体会のなかで子ども理解を深める目的で行っている。具体的には8月に外部講師を招いての研修や、事例検討会、個別の教育支援計画の書き方についての研修や実習である。

(7) 保護者との連携

保護者の相談窓口は主として特別支援教育コーディネーターで、随時相談を受け付けている。ステージの始めの日に教育相談日を設けている。また、スクールカウンセラーの相談も年間計画に位置づけられている。

昨年度末には、保護者全員に特別支援教育に対するA小学校の取り組みについて説明した文書を配布した。

(8) 支援員等の校内の人的資源

特別支援教育支援員（市費）は1名で、8時15分～12時15分の1日4時間、年間160日の勤務である。前期は1・2年生に支援に入っていたが、後期は1～4年生に支援に入っている。支援員の勤務日等に関わることは教頭が、毎日の時間割等については特別支援教育コーディネーターが行っている。

その他の校内の人的資源としては、小1支援員（県費）1名（9時30分～13時30分の1日4時間、年間170日の勤務）である。また、スクールカウンセラーによる年間8回（5月から12月までの毎月1回、木曜日の午前中）の訪問がある。主として担任や保護者との面接をお願いし、ときには対象児童の授業の参観も行ってもらう。

(9) 巡回相談員の活用

静岡市では巡回相談員の学校訪問を実施しているが、A小学校では昨年度も今年度も巡回相談員の派遣要請をしていない。

⑽　その他の専門機関や人的資源の活用

A小学校でよく利用している専門機関は児童相談所である。子どもや親への具体的支援を考えていくために電話などで話を聞いたり、情報を交換したりしている。

⑾　校内支援体制が有効に機能するためのポイント

特別支援教育コーディネーターが考える、校内支援体制が有効に機能するためのポイントは、以下の4点である。①校長の教育の柱に校内支援があること、②自分たちがやっていくんだという気持ちを一人一人の職員がもっていること、③特別支援教育コーディネーターの資質とコーディネーター力、④子どもと関わる力をもっている人材である。

2．島田市立B小学校

⑴　学校概要

B小学校は、児童数約330名、12学級（特別支援学級1学級を含む）の小規模校である。また、平成19年度より校内体制の整備により自校内に通級指導教室を設け、2名の児童が指導を受けている。教員は21名である。

B小学校は平成15・16年度に県が文部科学省から委嘱された「特別支援教育推進体制モデル事業」の研究指定校であり、それ以来特別支援教育に精力的に取り組んでいる。

⑵　校内委員会

構成員は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター（生徒指導主任を兼務）、特別支援学級担任、養護教諭、支援員の計7名である。校内委員会は年間7回程度開催し、特別支援教育該当児童の実態把握と校内の指導体制の検討を行う。

なお、校内委員会とは別にケース会議を必要に応じて開催する。構成員は校内委員会のメンバーの他に、学級担任、担当学年部、教科担任が加わる。時には保護者が参加することもあるが、そのときには学校側の教員は必要最小限とする。

⑶　特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、B小学校が平成15年度に「特別支援教育推進体制モデル事業」の研究指定を受けたときから同じ教員が継続して担当しており、今年で5年目となる。平成15年度当時は養護学級（現在の特別支援学級）担任であった。今年度は生徒指導主任を兼務した級外であったが、校内事情により年度途中より学級担任となった。そのため、週授業時数は19時間である。また、島田市特別支援教育専門家会議の委員でもある。

特別支援教育コーディネーターとしての主な役割は、対象児童の実態把握、校内委員会の主催、校内研修の推進、担任・保護者との連絡・相談、巡回相談員等の外部機関等との連絡調整、対象児童への個別指導支援である。B小学校特別支援教育コーディネーターがとくに心がけていることは、対象児童への支援や指導を学級担任だけで行うのではなく、チームとして協力体制がとれるような条件整備をすることである。

⑷　対象児童の把握と支援方法

対象児童は9月現在で23名である。そのなかには自校内の通級による指導を受けている児童2名が含まれている。対象児童の把握は4月にB小学校で作成した簡単なチェックリストを用いて行う。さらに、担任からあがってきた児童を随時加えていく。逆に当初は対象としていた児童を外していくこともある。

対象児童に対しては担任による配慮のほか、少人数指導や支援員による支援がなされる。

さらに、低学年の5人の児童に対しては、特別支援教育コーディネーターを含めた3名の級外の教員で、7月上旬まで週3回、朝の読書の時間（15分間）に国語と算数の個別指導を行っていた。しかし、特別支援教育コーディネーターが級外から学級担任となるなどの校内の事情のためそれ以降は実施されていない。

(5) 個別の指導計画・個別の教育支援計画

B小学校は、個別の指導計画と個別の教育支援計画の両方を作成している。島田市では、市で統一した個別の指導計画や個別の教育支援計画の書式は作成していない。B小学校では平成15・16年度の「特別支援教育推進体制モデル事業」の研究指定のさいに学校独自に作成し、それを改善して現在の書式に至っている。

個別の指導計画は、各学級から必要度のもっとも高い1名を選んで、担任が中心となり学年部で夏期休業中に作成することになっている。したがって個別の指導計画を作成している児童は全校で12名である。評価は、前期、後期と年度末の年3回行い、校内委員会で次年度に引き継がれる。

個別の教育支援計画の様式はA4サイズの用紙2枚である。中学校への情報の引き継ぎを目的として作成されるため、作成の対象となる児童は6年生のうち特に気になる児童と特別支援学級に在籍している児童である。

個別の指導計画と個別の教育支援計画ともに、保護者面談のさいに口頭でその作成について保護者の承諾を得ている。

(6) 校内研修会

校内研修会は特別支援教育コーディネーターが企画し、年間3回実施する。第1回は軽度発達障害についての基礎研修、第2回は個別の指導計画の作成演習、第3回は次年度につなげるための振り返りである。

(7) 保護者との連携

保護者の相談窓口は主として特別支援教育コーディネーターである。毎週水曜日の放課後に教育相談の時間を設定しており、希望の保護者に対しては特別支援教育コーディネーターが対応することになっている。保護者からの相談は増加しており、良好な関係となっている。

(8) 支援員等の校内の人的資源

特別支援教育支援員（市費）は1名で、8時30分～15時30分の1日6時間、週30時間の勤務である。対象児童の数が多い5年生にTTとして支援に入っている。支援員のスケジュール調整は教務主任が行っている。

その他の校内の人的資源としては、学習指導支援員（市費）1名と小1支援事業非常勤講師（県費）1名である。学習指導支援員は、8時30分～15時30分の1日6時間、週5日の勤務で、1・2年生にTTとして入っている。小1支援事業非常勤講師は、8時～12時の1日4時間、年間170日の勤務である。

また、スクールカウンセラーによる毎月1回（1回につき4時間）の訪問がある。児童や保護者へのカウンセリングに加え、保護者からの要望があれば夏期休業中には知能検査の実施もお願いしている。

(9) 巡回相談員の活用

巡回相談員の学校訪問は、年間3回で1回につき6時間である。通常は3時間目（10時30分）から放課後（16時）までで、その間に対象児童の観察、担任や特別支援教育コーディネー

ターへの助言、場合によっては保護者面談も行う。巡回相談員との日程等の連絡調整は特別支援教育コーディネーターの役割である。

⑽　その他の専門機関や人的資源の活用

島田市では年に5回、特別支援教育専門家会議を開催しており、そのうち3回程度は事例検討の対象児童生徒が在籍する学校で開催される。委員が実際に対象児童生徒の授業を参観し、その後で専門家会議の委員での事例検討、最後に全校教職員及び近隣の小・中学校の特別支援教育コーディネーターも参加しての公開事例検討会を開催している。今年度は、B小学校において特別支援教育専門家会議を開催し、事例検討会を開催した。

また、島田市民病院の小児科医が島田市特別支援教育専門家会議の委員であることもあり、そことの連携はスムーズである。また、その他の医療機関との連携についても特別支援教育コーディネーターが担当している。

⑾　校内支援体制が有効に機能するためのポイント

特別支援教育校内体制を有効に機能させるためには、対象児童及びその保護者に対して複数の職員がチームをつくり対応することが重要である。また、早期の対応を心掛け、そのためのチーム会議を開催することが大切である。

3．藤枝市立C小学校

⑴　学校概要

C小学校は、児童数約600名、18学級の中規模校である。特別支援学級はないが、発達障害通級指導教室が設置されている。教員数は26名である。

藤枝市は平成17・18年度に県が文部科学省から委嘱された「特別支援教育体制推進事業」の指定を受けたため、C小学校もその当時より特別支援教育の校内支援体制の整備に取り組んでいる。

⑵　校内委員会

校内委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当、学年主任、生徒指導主任、養護教諭の計13名で、就学指導委員会と同じ顔ぶれである。年2回開催し、特別支援教育についての方針や学校体制についての確認と対象児童の把握を行う。

該当児童についての対策等の検討委員会などは、他学年は含まず、該当学年・学級を含めた小委員会を随時開く中で対応している。

⑶　特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、藤枝市が「特別支援教育体制推進事業」の指定を受け、C小学校でも特別支援教育の校内支援体制を整え始めた平成17年度から同じ教員が継続して担当しており、今年で3年目となる。特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級担任等の経験はないが、それまで教務主任を務めていた教員である。級外で、授業時数は20時間である。

特別支援教育コーディネーターとしての主な役割は、対象児童の実態把握、校内委員会の主催、校内研修の推進、担任・保護者との連絡・相談、巡回相談員等の外部機関等との連絡調整、教員や保護者への広報活動、対象児童の授業参観である。特別支援教育コーディネーターは、なにかあった時に迅速に対応できるように、名前があがっている児童についてはで

きるだけ授業参観をして児童の特徴をつかんだり、日頃から信頼関係を作っておいたりするようにしている。

C小学校の特別支援教育コーディネーターがとくに心がけていることは、以下の5点である。①子どもや保護者、担任、それぞれの立場の人が本音を言い合えるような時間をつくり、関係をはぐくむように普段から心がけること。②時間があれば対象児童の授業参観に行ったり、休み時間などに声をかけたり、少人数指導で入るようにして日頃から対象児童の情報収集に心がけること。③校長や教頭、通級指導教室担当教員と機会を捉えては、特別支援教育についての基本的な考え方や今進めている個々の児童への支援の方向性や具体的な方法を繰り返し確認すること。④できるだけ保護者と会ったり話したりする機会を作るよう心がけている。よい情報があった時などは電話で、あるいは手紙やメールで伝える。また、保護者が授業参観や行事、担任との教育相談等で学校へ来る時には、できるだけ会うように心がけている。⑤具体的な支援方法の提案を心がけている。巡回相談などの専門家のアドバイスを、学級や家庭の実態に合わせて、実際に使える具体策を考え、提案するようにしている。

(4) 対象児童の把握と支援方法

対象児童は4月に担任を中心に、学年で検討してからあげてもらう。さらに特別支援教育コーディネーターと通級指導教室担当教員等が必要性を感じた児童を加える。今年度、特別の教育的支援を必要とすると考えられる児童は23名であった。校内委員会において、この23名を特別支援教育の対象として扱うべきか、それとも就学指導の対象として扱うべきかを検討した。その結果、今年度は15名の児童を特別支援教育の対象として対応することとなった。この15名は藤枝市教育委員会に巡回相談を希望する対象として優先順位をつけ、そのリスト(巡回相談希望調査)を5月上旬に提出した。

特別支援教育コーディネーターが特に必要性を感じた児童には「○○君チーム」を結成して対応する。必要に応じて特別支援教育コーディネーターが関係職員を招集してケース会議を開く。ケース会議は、児童の動きや表れに応じて開くので、放課後や昼休みに行うことが多く、対応策を出し合ったりそれぞれの立場に応じた役割をはっきりさせたりする。C小学校は、生徒指導主任・養護教諭・通級指導教室担当及び特別支援教育コーディネーターを級外に配置しており、校長と教頭をも交えながら、日常的に昼食時を利用して最新の情報交換をしたり新たな対応策を検討したりする。

対象児童に対しては担任による配慮のほか、特別支援教育コーディネーターや通級指導教室担当の教員がTTのような形で教室に入ったり、効果的な支援方法を一緒に考えあったり、児童及び担任とのコミュニケーションをはかったりしている。

(5) 個別の指導計画・個別の教育支援計画

C小学校で作成しているのは、個別の教育支援計画である。個別の指導計画は作成していないが、同様の内容が個別の教育支援計画の中に含まれている。

藤枝市では特別支援教育専門家チーム会議が個別の教育支援計画の書式を作成しているが、C小学校はその様式ではなく市内E小学校の書式を参考にして作成している。用紙はA4サイズの用紙、裏表で1枚である。

また、個別の教育支援計画とは別に、6年前から担任や養護教諭、特別支援教育コーディネーターから気なる児童として挙げられた児童については、「児童カルテ」(表面は「心の児童カルテ」、裏面は「体の児童カルテ」)を作成し、児童の特徴や対応の仕方などの記録を残

している。「児童カルテ」には、１年から６年までの欄があり、担任が年度末に書き、次年度に引き継いでいく。

個別の教育支援計画は、担任が決まり、児童と出会う前に前年度の個別の教育支援計画やその評価・カルテに目を通す。それを参考に、児童への支援を開始し、方法を模索しつつ積み重ねている。書面としての作成は、夏休みに相談しながら作成し９月に提出する。２学期の実践を続け、冬休みに実践の評価をし、次年度に向けた支援策を考える。年度末にそれらの支援策について再び評価をしている。年度初めの校内委員会で名前のあがった児童23人全員について作成している。現在は、該当児童がいない学級担任も研修を兼ねて、担任全員が少なくとも一人について作成することにしている。作成すること自体が目的ではなく、関係者が話し合うことで新たな情報が出てきたり、子どもの見方が変わったり、良い手だてが浮かんだりすることが大切なので、担任一人だけで書かないで、必ず複数の教員と相談して書くようにしてもらっている。

個別の教育支援計画の作成について保護者全員からの承諾を得るまでには到っていない。また、個別の教育支援計画を対象児童卒業後いつまで保存するかが課題となっている。

⑹　校内研修会

校内研修会は特別支援教育コーディネーターが企画し、夏季校内研修の半日を当てて実施する。今年度は巡回相談員を招いて特別支援教育についての講義と事例検討会であった。

また、教職員に対して、毎月の職員会議で特別支援教育コーディネーターと通級指導教室担当教員が、特別支援教育についての情報や支援方法について、自校の通級指導教室の内容や出来事などを、それぞれの立場で紹介するようにしている。

⑺　保護者との連携

保護者の相談窓口は主として特別支援教育コーディネーターである。対象児の保護者とは特別支援教育コーディネーターが頻繁に連絡をとっている。その方法も相手や場に応じて、電話・手紙・ファックス、メールと使い分けている。

また、「学校便り」の中で「特別支援教育便り」を発行し、全校児童の保護者に知らせるようにしている。

⑻　支援員等の校内の人的資源

特別支援教育支援員（県費）は２名であり、13時～17時の１日４時間の勤務で、専ら通級指導教室を担当している。

その他の校内の人的資源としては、学校生活支援員（市費）１名と生徒指導推進協力員（国費）１名である。学校生活支援員は、８時～13時の１日５時間、年間175日の勤務であるが、市内Ｔ小学校での勤務を兼ねているためＣ小学校には1日おきの来校である。学校生活支援員の役割は、通常学級の児童生徒の生活支援であり、Ｃ小学校では児童の安全を守るために寄り添ったり、声かけをしたりしてもらっている。本年度は1年生のクラスに入ることが多く、学校側の要請と児童のその日の様子に応じて支援員自身の判断で動いている。

生徒指導推進協力員は、年間102日（336時間）を市内Ｆ小学校と折半して活用するため、Ｃ小学校には一月に5回ほどの来校である。生徒指導推進協力員の役割は、問題行動等の未然防止及び早期発見、早期対応であり、Ｃ小学校では教室を回ってもらい気になる児童に声をかけてもらったりしている。

また、スクールカウンセラーによる毎月２回（１回につき２時間）の訪問がある。校内を

巡回してもらい、学年集会や音楽の合同練習を観てもらったり、気になる児童について悩みを聞いてもらったりすることもある。また、保護者の相談にのってもらうこともある。

(9) 巡回相談員の活用

藤枝市では巡回相談員の学校訪問は、各校年間平均5回で1回につき7時間である。さらに9月に巡回相談の追加希望の学校を募っている。巡回相談員は対象児童の観察や担任や特別支援教育コーディネーターへの助言を行い、場合によっては保護者面談も行う。巡回相談員との日程等の連絡調整は特別支援教育コーディネーターの役割である。

(10) その他の専門機関や人的資源の活用

藤枝市教育委員会には臨床心理士が1名所属しており、巡回相談の対象とならない就学指導にかかわる児童の知能検査等の実施を依頼することがある。

(11) 校内支援体制が有効に機能するためのポイント

特別支援教育コーディネーターが考える、校内支援体制が有効に機能するためのポイントは、以下の3点である。①もっとも重要なことは学校体制である。校長や教頭の考えが土台になり学校が運営される。分掌を始め、校内組織や機能するための受け皿、担任決めや、どういう級外組織にするかなどがすべてそこから波及するからである。②専門機関や人的資源が利用できることである。特に巡回相談員のような専門家がどのくらいの周期でどのような形で学校に入ってくれるかが鍵になる。③研修主任の「特別支援教育の根本思想」に関する認識である。特別支援教育は特別でないという認識があれば、日常の中に「自分の行為は子どものニーズに応えられているのか」という絶えない問いかけが職員全員の心の中に根付くからである。

4．長泉町立D小学校

(1) 学校概要

D小学校は、児童数約700名、22学級（特別支援学級1学級を含む）の中規模校である。教員数は30名である。

(2) 校内委員会

構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、養護教諭、特別支援教育支援員の計13名である。校内委員会は4～9月は月1回開催し、それ以降は全体研修会や巡回相談との兼ね合いを考えながら2か月に1回の割合で開催する。活動内容は、該当児童の決定、該当児童の実態把握、校内支援体制作り、特別支援教育に関する研修会の計画策定である。

(3) 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは級外で、週授業時間は20時間である。D小学校赴任1年目であるが、昨年度も町内他校の特別支援教育コーディネーターであった。主な役割は、対象児童の実態把握、校内委員会の主催、校内研修の推進、担任・保護者との連絡・相談、巡回相談員等の外部機関との連絡調整、特別支援教育支援員のスケジュール調整である。D小学校特別支援教育コーディネーターがとくに気をつけていることは、①記録を残す、整理する、引き継ぐことと、②保護者や担任からの相談を冷静かつ受容・共感の姿勢で受け止めることである。

なお、特別支援教育コーディネーターは長泉町特別支援教育委員会の委員でもある。

(4)　対象児童の把握と支援方法

全校児童を対象に4月と9月に『通常学級での特別支援教育ハンドブック』（静岡県教育委員会）の「実態把握チェックシート1」19項目に基づきチェックを行い、対象児童を把握する。平成19年度の対象児童は24名であった。その他に就学指導の対象となっている児童が数人在籍している。

それぞれの対象児童について、通常は年に3回、特別支援教育コーディネーターと担任でケース会議を行う。問題が深刻な場合は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主事、特別支援学級担任、該当学年教科担当、特別支援教育コーディネーターなどがメンバーとなり、週1回の割合で指導目標や計画、分担などを検討する。

対象児童への支援は、担任による配慮のほか、個別指導や支援員による支援である。通常学級に在籍しながら特別支援学級で週3時間ほど国語と算数の指導を受けている児童が1名いる。また、特別支援教育コーディネーターは、別の児童1名が教室にいられないときに個別指導（毎日1～2時間程度）を行っている。

(5)　個別の指導計画・個別の教育支援計画

D小学校で作成しているのは、「個別支援計画」（個別の教育支援計画）である。個別の指導計画は作成していないが、同様の内容が個別の教育支援計画の中に含まれている。

長泉町には平成17年度に長泉町特別支援教育委員会が作成した「個別支援計画」の様式がある。それは「個人プロフィール」と「指導計画」から構成されており、D小学校は「指導計画」の書式を一部修正して利用している。長泉町の書式からの変更点は2点である。長泉町の書式は情緒や認知といった領域別に記載するようになっているが、D小学校では場面別に記載するようにしている。また、問題となる表れだけでなく、良い表れも書くようにしている点である。

D小学校の「個別支援計画」は、担任と特別支援教育コーディネーターが相談して対象児童24名全員について作成している。D小学校は二期制であるが「指導計画」は年3回見直し、「個人プロフィール」は担任が前年のものを引き継ぎ、年度末に申し送り事項を記載する。卒業生については、「個別支援計画」の写しを中学校に渡すことになっている。通常の学級に在籍しながら特別支援学級に通級している児童の場合は就学指導に使えるよう別の形式の指導計画を作成し、特別支援教育支援員が記録をつけている。指導計画は支援員への支援のオーダー表としても活用されている。「個別支援計画」作成については、保護者の承諾を得たいと考えているが、それが困難なケースもある。

(6)　校内研修会

校内研修会は特別支援教育コーディネーターが企画し、今年度は4回実施する。第1回は実態把握、第2・3回は事例検討、第4回は次年度に向けての振り返りである。

(7)　保護者との連携

保護者への対応は基本的に担任が行うが、場合によっては特別支援教育コーディネーターが相談にのることもある。なお、学校便りにコーナーを設け、そこで特別支援教育に関する情報を全校児童の保護者に知らせるようにしている。

(8)　支援員等の校内の人的資源

特別支援教育支援員（町費）は1名で、8時～15時45分の1日7時間、年間200日の勤務である。特別支援学級のほか、対象児童の学級にも支援に入っている。特別支援教育支援員

が特別支援教育コーディネーターのサポート役となり、二人で対象児童の具体的な支援方法を検討することも多い。また、年に1～2回、全学級を参観してもらっている。特別支援教育支援員のスケジュール調整は特別支援教育コーディネーターが行っている。

その他の校内の人的資源としては、低学年生活支援員（町費）8名、3年少人数講師（町費）2名、図書館司書補助員（町費）1名、理科支援員（県費）1名である。低学年生活支援員は、1・2年の各学級に1名ずつ配置されており、8時～13時45分の1日5時間、年間204日の勤務である。3年少人数講師は、8時～14時45分の1日6時間、年間200日の勤務で1週間に22時間の授業を行う。図書館司書補助員は、8時～16時の1日7時間、年間220日の勤務である。理科支援員は、今年度途中からの派遣で、1日4時間、年間70日の勤務である。

(9)　巡回相談員の活用

巡回相談員の学校訪問は、年間3回で1回につき3時間である。巡回相談は、長泉町で作成した巡回相談用の質問用紙に担任が必要事項を記入し、保護者の承諾を得て実施する。対象児童の観察、担任への助言、場合によっては保護者面談も行う。D小学校では担任との話し合いの時間を確保するため巡回相談を午後に実施している。巡回相談員との連絡調整は特別支援教育コーディネーターの役割である。

(10)　その他の専門機関や人的資源の活用

県東部は発達障害に対応できる専門機関や医療機関が少ないため、特別支援学校のセンター的役割が大きい。D小学校でも東部養護学校特別支援教育センターに保護者が相談をしたケースがいくつかある。

(11)　校内支援体制が有効に機能するためのポイント

特別支援教育校内体制を有効に機能させるためには、その基盤として教職員の人間関係作りが大切である。わからないことや困ったことがあったら同僚に相談できる関係を作ること。担任が抱え込んでひどくするケースがある。担任自身が困っている、困っていないを支援の判断基準にするのではなく、児童が困っているという視点に立つことから始めなければならないのが現状である。

Ⅳ．考　察

1．特別支援教育コーディネーターの取り組みと共通点

調査対象の4校の特別支援教育コーディネーターはいずれも、重点の置き方などに違いはみられるが、ほぼ共通して、対象児童の実態把握、校内委員会の企画・実施、校内研修の推進、担任・保護者との連絡・相談、巡回相談員等の外部機関等との連絡調整、教員や保護者への広報活動に取り組んでいた。またこうした活動とは別に、日頃から教職員や保護者、さらには対象となる児童との良好な関係作りに心がけていることが認められた。

特別支援教育コーディネーターは4名とも級外であり（B小学校の場合は校内の事情で学期途中から担任となったが）、これによって必ずしも十分とはいえないが、特別支援教育コーディネーターとして動ける時間がある程度確保されていた。また、B小学校以外の3名のコーディネーターはこれまで特殊学級の担任等の経験はない。すなわち障害のある児童の教育に関する経験や専門性よりも、学校内外の関係者との連携・調整に関する資質の点から指名されたもの

と思われる。しかし、この3名の特別支援教育コーディネーターにはいずれも校内に専門性をもつパートナーというべき存在がある。A小学校ではコーディネーターは1名であるが、特別支援教育部のもう1名の部員（通常学級担任）は養護学校勤務や通級指導教室担当の経験があり、教職員への情報提供や個別の支援計画の作成に関わることなどを分担している。C小学校では通級指導教室の担当教員が特別支援教育コーディネーターに情報を提供したり、支援方法を一緒に考えたりしてサポート役となっている。またD小学校では特別支援教育支援員が同様の役割を果たしており、特別支援教育コーディネーターとよく二人で対象児童の具体的な支援方法を検討するということである。この支援員は障害児施設での経験があり、また1日7時間で年間200日という町の雇用体制がそれを可能にしている。

2．校内での支援の取り組みの共通点

今回の調査対象となった4校で共通して認められた、校内支援体制の構築に関わる主要な取り組みは、校内委員会とケース会議、校内研修、個別の教育支援計画の策定である。

まず、校内委員会はどこの小学校でも設置されているが、この4校では対象児童の実態把握と校内の指導体制の検討を行う校内委員会とは別に、個々の児童の問題について検討するケース会議をもっていることがその特徴といえよう。ケース会議は必要に応じてメンバーを招集し、臨機応変に開催するパターンが多い。先述したようにC小学校では、特に必要性があると思われる児童には「○○君チーム」を結成し、必要に応じて特別支援教育コーディネーターが関係職員を招集してケース会議を開く。ケース会議は児童の動きや表れに応じて開くので、放課後や昼休みに行うことが多く、対応策を出し合ったりそれぞれの立場に応じた役割をはっきりさせたりする。ケース会議のメリットは、少人数のメンバーで行うため比較的時間の調整が容易にできることと、関係者が集まることで必要な情報を共有したり、具体的な対応方法を協議したりすることができるため、場当たり的な対応に終始したり担任だけで抱え込まずにすむことにある。

次に、特別支援関連の校内研修が年間計画に位置づけられているのもこれらの小学校の特徴であろう。いずれの学校も特別支援教育コーディネーターが企画し、主として夏期休業中に事例検討や個別の教育支援計画の書き方などの研修を行っている。梅田（2004）は、教員の意識を変える方策の一つとして啓発活動が重要であり、校内研修は啓発という観点からも重要であり、また教員の力を高めることが適切な支援につながると指摘している。

さらに、4校すべて個別の教育支援計画を策定している。B小学校は個別の指導計画は学校での児童の支援のために策定し、個別の教育支援計画は中学校への情報の引き継ぎを目的としており、両者を分けて策定しているが、他の3校は個別の教育支援計画の中に個別の指導計画の内容を含めて策定している。またこの3校は対象児童全員に対して個別の教育支援計画を策定している。平成19年度、全国公立小学校における個別の教育支援計画の策定率平均が37.3%であることを考えると、この策定率の高さは今回の調査対象校が特別支援教育に先進的に取り組んでいるといわれるゆえんであろう。

3．校内支援体制が有効に機能するためには

平成12年度から実施された「学習障害児（ＬＤ）に対する指導体制の充実事業」の研究指定校の校内支援体制を調査した廣瀬・東條・井伊（2005）は、活発化している学校の校内委員会

の活動状況から読みとれることは、①個々の教師による支援から全校での支援へと、教員の意識が変化している、②児童生徒の情報を全職員で共有化しているか、あるいは共有化するシステムがある、③活動を年間計画に位置付けて定期的に実施している、④校内委員会の推進役である特別支援教育コーディネーターが学校内外の人や機関と適切な調整を実施している、⑤専門家チームや巡回相談員との連携を密にしながら、学校が主体的に取り組めることから活動している、⑥年度末ごとに校内委員会の活動を見直すことで、問題点や課題を可能な限り修正するよう努力している、と述べている。

本研究で調査した特別支援教育先進校といわれる4校の分析からも、廣瀬ら（2005）の指摘とほぼ同様の実態が認められたが、さらに3つの要因を付け加えたい。1つは、校長が特別支援教育の意義を十分認識し、それにふさわしい特別支援教育コーディネーターを指名し、その役割を果たすことのできる時間と立場を与えることである。次に特別支援教育支援員のような新たな人的資源を有効に活用していること、最後に特別支援教育を推進することは特別な教育的支援を必要とする子どもたちのみならず、すべての子どもたちにとって有益であるという認識を、管理職をはじめすべての教職員が共有することである。

謝　辞

調査にご協力いただきました小学校4校の特別支援教育コーディネーターの先生方に感謝いたします。

文　献

(1) 廣瀬由美子・東條吉邦・井伊智子（2005）小中学校における校内支援体制の在り方に関する一考察―「ＬＤのモデル事業」研究指定校の実態から―．国立特殊教育総合研究所紀要，32，29－38

(2) 国立特別支援教育研究所（2008）特別支援教育への理解と対応の充実に向けた小・中学校の取組に関する状況調査報告書．国立特別支援教育研究所

(3) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2003）今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）．文部科学省

(4) 文部科学省（2008）平成19年度特別支援教育体制整備状況調査結果について．文部科学省

(5) 大石啓文・大塚玲（2007）小・中学校における特別支援教育コーディネーターの現状と養護学校への支援ニーズ．静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要，13，173-183

(6) 静岡県教育委員会（2006）通常学級での特別支援教育ハンドブック．静岡県教育委員会義務教育課

(7) 梅田真理（2004）学習障害児等への校内支援の現状と課題―学校教育相談を有効に活用した支援体制―．ＬＤ研究，13（1），23－30